

◎新潟県告示第312号

新潟県環境影響評価技術指針（平成12年4月新潟県告示第831号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米山 隆 一

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応しない場合には当該移動項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

	改 正 後	改 正 前												
目次	目次	目次												
第1～第6（略）	第1～第6（略）	第1～第6（略）												
第7 参考手法	第7 <u>標準手法</u>	第7 <u>標準手法</u>												
第8～附則（略）	第8～附則（略）	第8～附則（略）												
第1～第3（略）	第1～第3（略）	第1～第3（略）												
第4 事業特性及び地域特性の把握	第4 事業特性及び地域特性の把握	第4 事業特性及び地域特性の把握												
1	1 事業者（都市計画決定権者を含む。）は、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、当該選定を行うために必要と認める範囲内で、当該選定に影響を及ぼす事業特性及び地域特性に関し、次に掲げる情報を把握するものとする。 (1)（略） (2) 地域特性に関する情報 地域特性に関して把握すべき情報は、次の表に掲げるとおりとする。	1 事業者（都市計画決定権者を含む。）は、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、当該選定を行うために必要と認める範囲内で、当該選定に影響を及ぼす事業特性及び地域特性に関し、次に掲げる情報を把握するものとする。 (1)（略） (2) 地域特性に関する情報 地域特性に関して把握すべき情報は、次の表に掲げるとおりとする。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域特性に関する情報の種類</th> <th>把握すべき情報の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自然的</td> <td rowspan="2">把握すべき情報の内容</td> </tr> <tr> <td>9 一般環境中の放射性物質</td> <td>一般環境中の放射性物質に係る環境</td> </tr> </tbody> </table>	地域特性に関する情報の種類	把握すべき情報の内容	自然的	把握すべき情報の内容	9 一般環境中の放射性物質	一般環境中の放射性物質に係る環境	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域特性に関する情報の種類</th> <th>把握すべき情報の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自然的</td> <td rowspan="2">把握すべき情報の内容</td> </tr> <tr> <td>9 一般環境中の放射性物質</td> <td>一般環境中の放射性物質に係る環境</td> </tr> </tbody> </table>	地域特性に関する情報の種類	把握すべき情報の内容	自然的	把握すべき情報の内容	9 一般環境中の放射性物質	一般環境中の放射性物質に係る環境
地域特性に関する情報の種類	把握すべき情報の内容													
自然的	把握すべき情報の内容													
9 一般環境中の放射性物質		一般環境中の放射性物質に係る環境												
地域特性に関する情報の種類	把握すべき情報の内容													
自然的	把握すべき情報の内容													
9 一般環境中の放射性物質		一般環境中の放射性物質に係る環境												

境況に関する情報	質の状況	境の状況
社会的状況に関する情報	10 その他の事項	
	(略)	
社会的状況に関する情報	6 <u>学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況</u>	(略)
	(略)	

2 事業者は、事業特性に関する情報を把握するに当たっては、当該対象事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容を把握するものとする。

3 事業者は、地域特性に関する情報を把握するに当たっては、入手可能な最新の文献その他の資料により把握するとともに、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握するものとする。この場合において、事業者は、当該資料の出版を明らかにできるより整理するとともに、必要に応じ、県若しくは関係する市町村、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取し、又は現地の状況を確認するよう努めるものとする。

第5 環境影響評価の項目の選定

1 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の項目を選定するに当たっては、対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討するものとする。この場合において、事業者は、別表第1に掲げる一般的

境況に関する情報	9 その他の事項	
社会的状況に関する情報	(略)	
	6 <u>公共施設に関する事項</u>	(略)
		(略)

2 事業者は、地域特性に関する情報を入手可能な最新の文献その他の資料により把握するものとする。この場合において、事業者は、当該資料の出版を明らかにできるより整理するとともに、必要に応じ、県若しくは関係する市町村、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取し、又は現地の状況を確認するよう努めるものとする。

第5 環境影響評価の項目の選定

1 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の項目を選定するに当たっては、別表第1に掲げる一般的な事業の内容によって行われる対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）について同表においてその影響を受けるおそれがある環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に係る項目（以下「標準項目」という。）に対して、必要に応

な事業の内容によって行われる対象事業に伴う影響要因について、一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握した上で、同表においてその影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目（以下「参考項目」という。）を勘案しつつ、第4の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ選定するものとする。

2 事業者は、前項の規定による選定に当たっては、事業特性に応じて、次に掲げる影響要因を、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。

(1) 対象事業に係る工事の実施（対象事業の一部として、対象事業実施区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。）

(2) 対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって対象事業の目的に含まれるもの（当該工作物の撤去又は廃棄が行われていることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。以下「土地又は工作物の存在及び供用」という。）

3 前項の規定による検討は、次の各号の表に掲げる環境要素を、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行うものとする。

(1) 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第4号及び第5号に掲げるものを除く。以下同じ。）

環境要素の区分		環境影響評価の項目
1 大気環境	(略)	騒音（一般環境騒音、道路
	騒音（ <u>周波数が20ヘル</u>	

じ、項目の削除又は追加を行うことにより選定するものとする。

2 事業者は、前項の規定による選定に当たっては、対象事業に伴う影響要因が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討するものとする。この場合において、事業者は、事業特性に応じて、次に掲げる影響要因を、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。

(1) 対象事業に係る工事の実施

(2) 対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって対象事業の目的に含まれるもの（以下「土地又は工作物の存在及び供用」という。）

3 前項の規定による検討は、次の各号の表に掲げる環境要素を、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行うものとする。

(1) 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第4号に掲げるものを除く。以下同じ。）

環境要素の区分		環境影響評価の項目
1 大気環境	(略)	騒音（一般環境騒音、道路
	騒音	

ツから100ヘルツまでの音によるものを含む。 以下同じ。)及び超低周波音(周波数が20ヘルツ以下の音をいう。以下同じ。)	交通騒音、建設作業騒音、工場・事業場騒音、航空機騒音、鉄道・軌道騒音等)、 超低周波音
(略)	(略)
その他	気象等
(略)	

- (2) 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(第4号及び第5号に掲げるものを除く。以下同じ。)
- (略)
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(次号及び第5号に掲げるものを除く。以下同じ。)
- (略)
- (4) 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素(次号に掲げるものを除く。以下同じ。)
- (略)

(5) 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素

環境要素の区分	環境影響評価の項目
放射線の量	放射線の量

- 4 第1項の規定により項目を選定するに当たっては、次に掲げるいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考項目を選定しないものとする。
- (1) 参考項目に関する環境影響がないこと又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合

交通騒音、建設作業騒音、工場・事業場騒音、航空機騒音、鉄道・軌道騒音等)	
(略)	(略)
その他	気象、低周波空気振動等
(略)	

- (2) 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(第4号に掲げるものを除く。以下同じ。)
- (略)
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(次号に掲げるものを除く。以下同じ。)
- (略)
- (4) 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素
- (略)

- 4 第1項の規定による項目の削除は、次に掲げる項目について行うものとする。
- (1) 標準項目に関する環境影響がないこと又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合における当該標準項目

(2) 対象事業実施区域又はその周囲に、参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合

(2) 対象事業実施区域又はその周囲に、標準項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合における当該標準項目

5 第1項の規定による項目の追加は、次に掲げる項目について行うものとする。

(1) 事業特性により、標準項目以外の項目（以下「標準外項目」という。）に関する環境影響が相当程度となるおそれがある場合における当該標準外項目

(2) 対象事業実施区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が次のア、イ又はウに規定する標準外項目に関する環境要素に係る環境影響を及ぼすおそれがあるものである場合における当該標準外項目

ア 標準外項目に関する環境要素に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象

イ 標準外項目に関する環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象

ウ 標準外項目に関する環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域

6 事業者は、第1項の規定による項目の削除及び追加を行うに当たっては、第4の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けて行うものとする。

7 (略)

8 事業者は、第1項の規定による項目の選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるよう整理するとともに、選定項目として選定した理由及び標準項目に対して項目の削除を行った場合にあつてはその理由を明らかにできるよ

(2) 対象事業実施区域又はその周囲に、参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合

(2) 対象事業実施区域又はその周囲に、標準項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合

5 事業者は、第1項の規定により項目を選定するに当たっては、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けて選定するものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理するものとする。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

(1) 事業特性により、標準項目以外の項目（以下「標準外項目」という。）に関する環境影響が相当程度となるおそれがある場合における当該標準外項目

(2) 対象事業実施区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が次のア、イ又はウに規定する標準外項目に関する環境要素に係る環境影響を及ぼすおそれがあるものである場合における当該標準外項目

ア 標準外項目に関する環境要素に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象

イ 標準外項目に関する環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象

ウ 標準外項目に関する環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域

6 事業者は、第1項の規定による項目の削除及び追加を行うに当たっては、第4の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けて行うものとする。

6 (略)

7 事業者は、第1項の規定による項目の選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるよう整理するとともに、選定項目として選定した理由及び参考項目に対して項目を選定しなかつた場合にあつてはその理由を明らかにできるよ

よう整理するものとする。

第6 調査、予測及び評価の手法の選定

- 1 対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法は、事業者が、選定項目ごとに選定項目の特性及び対象事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討を行い、次の各号に掲げる選定項目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を踏まえ、第7から第10までに定めるところにより選定するものとする。

(1)～(2) (略)

- (3) 第5第3項第2号の表中3に掲げる環境要素に係る選定項目については、地域を特徴づける生態系に関し、前号の調査結果その他の調査結果により概括的に把握される生態系の特性に応じて、上位性（生態系の上位に位置する性質をいう。以下同じ。）、典型性（地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をいう。以下同じ。）及び特殊性（特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。以下同じ。）の視点から注目される動植物の種又は生物群集（以下「注目種等」という。）を複数抽出し、これらの生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境を調査し、これらに対する環境影響その他の生態系への環境影響の程度を適切に把握できること。

(4) (略)

- (5) 第5第3項第3号の表中2に掲げる環境要素に係る選定項目については、人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

- (6) 第5第3項第4号の表に掲げる環境要素に係る選定項目については、廃棄物等に関する発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはそのらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握できること。

う整理するものとする。

第6 調査、予測及び評価の手法の選定

- 1 対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法は、事業者が、選定項目ごとに選定項目の特性及び対象事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討を行い、次の各号に掲げる選定項目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を踏まえ、第7から第10までに定めるところにより選定するものとする。

(1)～(2) (略)

- (3) 第5第3項第2号の表中3に掲げる環境要素に係る選定項目については、地域を特徴づける生態系に関し、前号の調査結果その他の調査結果により概括的に把握される生態系の特性に応じて、上位性（生態系の上位に位置する性質をいう。以下同じ。）、典型性（地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をいう。以下同じ。）及び特殊性（特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。以下同じ。）の視点から注目される動植物の種又は生物群集（以下「注目種等」という。）を複数抽出し、これらの生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生息環境を調査し、これらに対する環境影響その他の生態系への環境影響の程度を適切に把握できること。

(4) (略)

- (5) 第5第3項第3号の表中2に掲げる環境要素に係る選定項目については、人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

- (6) 第5第3項第4号の表に掲げる環境要素に係る選定項目については、廃棄物等及び温室効果ガス等に関する発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握できること。

(7) 第5第3項第5号の表に掲げる環境要素に係る選定項目については、放射線の量の変化を把握できること。

2 事業者は、前項の規定により調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理するものとする。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

3 (略)

4 事業者は、第1項の規定による調査、予測及び評価の手法の選定を行ったときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理するものとする。

第7 参考手法

1 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定における参考項目に係る調査及び予測の手法を選定するに当たっては、一般的に事業の内容と事業特性との相違を把握した上で、各参考項目ごとに別表第2に掲げる参考となる調査及び予測の手法（以下「参考手法」という。）を勘案しつつ、最新の科学的知見を反映するよう努めるとともに、第4の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、最適な手法を選定するものとする。

2 前項の規定により手法を選定するに当たっては、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より簡略化された調査又は予測の手法を選定するものとする。

- (1) 当該参考項目に関する環境影響の程度が小さいことが明らかであること。
- (2) 対象事業実施区域又はその周囲に、当該参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが想定されること。
- (3) 類似の事例により当該参考項目に関する環境影響の程度が明らかである

2 事業者は、前項による調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、第4の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けて選定するものとする。

3 (略)

4 事業者は、第1項による調査、予測及び評価の手法の選定を行ったときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理するものとする。

第7 標準手法

1 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定における標準項目に係る調査及び予測の手法の選定に当たっては、各標準項目ごとに別表第2に掲げる標準的な調査及び予測の手法（以下「標準手法」という。）を基準として選定するものとする。この場合において、事業者は、次項に定めるところにより必要に応じ標準手法により簡略化された調査若しくは予測の手法（以下「簡略化手法」という。）を選定し、又は第3項に定めるところにより必要に応じ標準手法より詳細な調査若しくは予測の手法（以下「重点化手法」という。）を選定するものとする。

2 簡略化手法は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合に選定するものとする。

- (1) 標準項目に関する環境影響の程度が小さいことが明らかであること。
- (2) 対象事業実施区域又はその周囲に、当該標準項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが想定されること。
- (3) 類似の事例により当該標準項目に関する環境影響の程度が明らかである

こと。

(4) 当該参考項目に係る予測及び評価において必要とされる情報が、参考手法より簡易な方法で収集できることが明らかであること。

3 第1項の規定により手法を選定するに当たっては、次の各号のいずれかにかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測の手法を選定するものとする。

(1) 事業特性により、当該参考項目に関する環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあること。

(2) 対象事業実施区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が次のア、イ又はウに規定する参考項目に関する環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

ア 当該参考項目に関する環境要素に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象

イ 当該参考項目に関する環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象

ウ 当該参考項目に関する環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域

第8 調査の手法

1 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の調査の手法を選定するに当たっては、第7に定めるところによるほか、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、当該選定項目に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。この場合において、地域特性を踏まえるに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化することに留意するものとする。

(1) 調査すべき情報

こと。

(4) 当該標準項目に係る予測及び評価において必要とされる情報が、標準手法より簡易な方法で収集できることが明らかであること。

3 重点化手法は、次の各号のいずれかにかに該当すると認められる場合に選定するものとする。

(1) 事業特性により、当該標準項目に関する環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあること。

(2) 対象事業実施区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が次のア、イ又はウに規定する標準項目に関する環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

ア 当該標準項目に関する環境要素に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象

イ 当該標準項目に関する環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象

ウ 当該標準項目に関する環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域

第8 調査の手法

1 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の調査の手法を選定するに当たっては、第7に定めるところによるほか、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、当該選定項目に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。

(1) 調査すべき情報

選定項目に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報

(2) 調査の基本的な手法

国、県又は関係する市町村が有する文献その他の資料の入手、専門家等からの科学的知見の聴取、現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法

(3)～(5) (略)

2 (略)

3 第1項第5号に規定する調査に係る期間のうち、季節による変動を把握する必要がある調査の対象に係るものについては、これを適切に把握できるように、年間を通じた調査に係るものについては、必要に応じて観測結果の変動の少ないことが想定される時期に開始するように調査に係る期間を設定するものとする。

4 (略)

5 事業者は、第1項の規定により調査の手法を選定するに当たっては、調査により得られる情報が記載されていた文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域、調査地点及び調査期間等の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性を明らかにできるようにするものとする。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のための配慮を行うものとする。

6 (略)

第9 予測の手法

1 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の予測の手法を選定するに当たっては、第7に定めるところによるほか、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目に係る環境要

選定項目に係る環境要素の現況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報

(2) 調査の基本的な手法

国、県又は関係する市町村が有する文献その他の資料の入手、専門家からの科学的知見の聴取、現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法

(3)～(5) (略)

2 (略)

3 第1項第5号に規定する調査に係る期間のうち、季節による変動を把握する必要がある調査の対象に係るものについては、これを適切に把握できるように調査に係る期間を設定するものとする。

4 (略)

5 事業者は、第1項の規定により調査の手法を選定するに当たっては、調査により得られる情報が記載されていた文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性を明らかにできるようにするものとする。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のための配慮を行うものとする。

6 (略)

第9 予測の手法

1 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の予測の手法を選定するに当たっては、第7に定めるところによるほか、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目に係る環境要

素に及ぶおそれがある環境影響の程度を把握する手法として、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、当該選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯（以下「予測対象時期等」という。）

供用開始後の定常状態になる時期及び影響が最大になる時期（最大になる時期を設定できる場合に限る。）、工事の実施による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的であると認められる時期、期間又は時間帯

2 前項第4号に規定する予測の対象とする時期については、工事が完了した後の土地若しくは工作物の供用開始後定常状態に至るまでに長期間を要する場合、予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合には、予測の前提条件が予測の対象となる土地若しくは工作物について供用されることが予定されている場合においては、必要に応じて同号に規定する時期での予測に加え中間的な時期での予測を行うものとする。

3 事業者は、第1項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の予測に関する事項について、選定項目の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにできるものとする。

4 事業者は、第1項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、対象事業以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況（将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあっては、現在の環境の状況）を明らかにできるようにし、これを勘案して予測が行われるようにするものとする。この場合において、将来の環境の状況は、県及び関係する

素に及ぶおそれがある環境影響の程度を把握する手法として、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、当該選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯（以下「予測対象時期等」という。）

供用開始後の定常状態及び工事の実施による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的であると認められる時期、期間又は時間帯

2 前項第4号に規定する予測の対象とする時期については、供用開始後定常状態に至るまでに長期間を要する場合又は予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合には、必要に応じて同号に規定する時期での予測に加え中間的な時期での予測を行うものとする。

3 事業者は、第1項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の予測に関する事項について、選定項目の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を明らかにできるものとする。

4 事業者は、第1項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、対象事業以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況（将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあっては、現在の環境の状況）を勘案して予測が行われるようにするものとする。この場合において、将来の環境の状況は、県及び関係する市町村が有する情報を収集して設

市町村が有する情報を収集して設定するよう努めるものとし、将来の環境の状況の推定に当たって、国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策の効果を明らかにできるようにするものとする。

5 事業者は、第1項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、対象事業において新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにするものとする。この場合において、必要に応じて予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきの程度により、予測の不確実性の程度を把握するものとする。

第10 評価の手法

事業者は、対象事業に係る環境影響評価の評価の手法を選定するに当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

(1) 調査及び予測の結果並びに第12第1項の規定による環境の保全のための措置の検討を行った場合においてはその結果を踏まえ、対象事業の実施により当該選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討すること。この場合において、評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにできるようにすること。

(2) 国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにできるようにしつつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。この場合において、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に

定するよう努めるものとし、将来の環境の状況の推定に当たって、国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策の効果を見込むときは、当該施策の内容を明らかにできるようにするものとする。

5 事業者は、第1項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、対象事業において新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要となるときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにするものとする。

第10 評価の手法

事業者は、対象事業に係る環境影響評価の評価の手法を選定するに当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

(1) 調査及び予測の結果並びに第12第1項の規定による環境の保全のための措置の検討を行った場合においてはその結果を踏まえ、対象事業の実施により当該選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する手法であること。

(2) 国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価する手法であること。

係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。

(3) (略)

第12 環境保全措置の検討

1 事業者は、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合においては、事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること及び当該環境影響に係る環境要素に関して国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）を検討するものとする。

2 (略)

第14 検討結果の整理

1 事業者は、第12第1項の規定による環境保全措置の検討を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにできるよう整理するものとする。

(1)～(5) (略)

(6) 代償措置にあつては、当該代償措置の効果の根拠及び実施が可能と判断した根拠

2 事業者は、第12第1項の規定による環境保全措置の検討を段階的に行つたときは、それぞれの検討の段階における環境保全措置について、具体的な内容を明らかにできるよう整理するものとする。

第15 事後調査

事業者は、次に掲げる場合において、対象事業に係る工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後の環境の状況を把握するため事後調査を行うもの

(3) (略)

第12 環境保全措置の検討

1 事業者は、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合においては、事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること及び当該環境影響に係る環境要素に関して国、県又は関係する市町村による環境の保全の観点からの施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）を検討するものとする。

2 (略)

第14 検討結果の整理

1 事業者は、第12第1項の規定による環境保全措置の検討を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにできるよう整理するものとする。

(1)～(5) (略)

第15 事後調査

事業者は、次に掲げる場合において、対象事業に係る工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後の環境の状況を把握するため事後調査を行うもの

とする。

(1) (略)

(2) 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合

(3) 代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

第16 事後調査の項目等の選定に関する指針

1 (略)

2 事業者は、事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的根拠に基づき選定すること。

3 (略)

4 事業者は、事後調査の終了並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的な検討を行うよう留意するものとする。

第17 方法書の作成

1 (略)

2 事業者は前項各号に掲げる事項を記載するに当たっては、当該事項に関する対象事業の背景、経緯及び必要性をできる限り明らかにするものとする。

3 (略)

とする。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

第16 事後調査の項目等の選定に関する指針

1 (略)

2 事業者は、事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1)～(3) (略)

3 (略)

第17 方法書の作成

1 (略)

2 (略)

4 (略)

5 事業者は、対象事業に係る方法書に条例第5条第1項第4号に掲げる環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法等に関する事項を記載するに当たっては、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定した理由（第5第1項の参考項目を選定しなかつた場合においては、その理由を含む。）を明らかにするものとする。この場合において、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、専門家等の助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにするものとする。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

6 (略)

第18 準備書の作成

1 事業者は、条例第13条第1項の規定により対象事業に係る準備書に条例第5条第1項第2号に掲げる対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1)～(5) (略)

2 事業者は前項各号に掲げる事項を記載するに当たっては、当該事項に関する対象事業の背景、経緯及び必要性をできる限り明らかにするものとする。

3 事業者は、条例第13条第1項の規定により対象事業に係る準備書に条例第5条第1項第3号に掲げる対象事業実施区域及びその周囲の概況に関する事項を記載するに当たっては、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果（当該資料の出版を含む。）及び必要に応じて県若しくは関係する市町村、専門家その他の者からの聴取又は現地の状況の確認により把握した結果を、第4第1項第2号に掲げる地域特性に関する情報の区分に応じて記載するものとする。

4 (略)

5 事業者は、対象事業に係る準備書に条例第13条第1項第5号に掲げる環境

3 (略)

4 事業者は、対象事業に係る方法書に条例第5条第1項第4号に掲げる環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法等に関する事項を記載するに当たっては、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定した理由（第5第1項の標準項目を選定しなかつた場合においては、その理由を含む。）を明らかにするものとする。

5 (略)

第18 準備書の作成

1 事業者は、条例第13条第1項の規定により対象事業に係る準備書に条例第5条第1項第2号に掲げる対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1)～(5) (略)

2 事業者は、対象事業に係る準備書に条例第5条第1項第3号に規定する対象事業実施区域の位置に関する事項を記載するに当たっては、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果（当該資料の出版を含む。）及び必要に応じて県若しくは関係する市町村、専門家その他の者からの聴取又は現地の状況の確認により把握した結果を、第4第1項第2号に掲げる地域特性に関する情報の区分に応じて記載するものとする。

3 (略)

4 事業者は、対象事業に係る準備書に条例第13条第1項第5号に掲げる環境

影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に関する事項を記載するに当たっては、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定した理由（第5第1項の参考項目を選定しなかった場合には、その理由を含む。）を明らかにするものとする。この場合において、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、専門家等の助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにするものとする。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

6 事業者は、対象事業に係る準備書に条例第13条第1項第7号アに掲げる調査結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたものを記載するに当たっては、次の事項の概要を併せて記載するものとする。

(1) 第8第5項、第9第3項から第5項まで及び第10第1項において明らかにできるものとした事項

(2) (略)

7 事業者は、対象事業に係る準備書に条例第13条第1項第7号イに掲げる環境保全のための措置に関する事項を記載するに当たっては次の事項を記載するものとする。

(1)～(2) (略)

(3) 第14の規定による検討結果の整理に関する事項

8 (略)

9 (略)

10 (略)

第20 事後調査報告書の作成

1 事業者は、条例第31条第2項の規定による対象事業に係る事後調査報告書（以下「報告書」という。）には、条例第5条第1項第1号及び第2号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に関する事項を記載するに当たっては、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定した理由（第5第1項の標準項目を選定しなかった場合には、その理由を含む。）を明らかにするものとする。

5 事業者は、対象事業に係る準備書に条例第13条第1項第7号アに掲げる調査結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたものを記載するに当たっては、次の事項の概要を併せて記載するものとする。

(1) 第8第5項、第9第3項から第5項まで及び第10第3号において明らかにできるものとした事項

(2) (略)

6 事業者は、対象事業に係る準備書に条例第13条第1項第7号イに掲げる環境保全のための措置に関する事項を記載するに当たっては次の事項を記載するものとする。

(1)～(2) (略)

(3) 第14各号に掲げる検討の結果の整理に関する事項

7 (略)

8 (略)

9 (略)

第20 事後調査報告書の作成

1 事業者は、条例第31条第2項の規定による対象事業に係る事後調査報告書には、条例第5条第1項第1号及び第2号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) (略)

(2) 事後調査を行った理由

(3) 環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度

(4) (略)

(5) 第4号の措置により判明した環境の状況に応じて講ずる環境の保全のための措置の内容、効果及び不確実性の程度

(6) 専門家の助言を受けた場合はその内容と専門分野等（可能な限り、専門家の所属機関の種別を含めるものとする。）

(7) (略)

2 事業者は、対象事業に係る工事中に他の者に引き継がれた場合又は事業主体と供用後の運営管理主体が異なる等の場合には、当該主体との協力又は当該主体への要請等の方法及び内容を、報告書に記載すること。

(1) (略)

(2) (略)

(3) 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応の方針

(4) (略)

別表第1 参考項目

1 道路事業（林道事業を除く。以下同じ。）に係る参考項目

影響要因の区分	環境要素の区分 (略)	一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素
	建設機械の稼働	放射線の量
工事の実施	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	放射線の量
	切土工等又は既存工作物の撤去等	○※
	工事施工ヤードの設置	○※
	工事用道路等の設置	○※
		○※

別表第1 標準項目

1 道路事業（林道事業を除く。以下同じ。）に係る標準項目

影響要因の区分	環境要素の区分 (略)	
	建設機械の稼働	
工事の実施	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	
	切土工等又は既存工作物の撤去等	
	工事施工ヤードの設置	
	工事用道路等の設置	

在及び供用 土地又は工作物の存	道路（地表式又は掘割式） の存在
	道路（嵩上式）の存在
	消雪パイプの稼働
	自動車の走行
	休憩所の供用

備考

1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射線物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。

2 ～10 (略)

11 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

在及び供用 土地又は工作物の存	道路（地表式又は掘割式） の存在
	道路（嵩上式）の存在
	消雪パイプの稼働
	自動車の走行
	休憩所の供用

備考

1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

2 ～10 (略)

2 林道事業に係る参考項目

工事の実施	環境要素の区分 (略)	一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	
	影響要因の区分 (略)	放射線の量	○※
		放射線の量	○※
		放射線の量	○※
		放射線の量	○※

2 林道事業に係る標準項目

工事の実施	環境要素の区分 (略)	環境要素の区分 (略)	
	影響要因の区分 (略)	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行
		建設機械の稼働	建設機械の稼働
		造成等の工事による一時的な影響	造成等の工事による一時的な影響
		造成等の工事による一時的な影響	造成等の工事による一時的な影響

の存在及び供用 土地又は工作物	事業の立地及び林道の存在	
	自動車の走行	
備考		
1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射線物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。		
2～7 (略)		
8 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。		

の存在及び供用 土地又は工作物	事業の立地及び林道の存在	
	自動車の走行	
備考		
1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。		
2～7 (略)		

3 ダム事業に係る参考項目		環境要素の区分 (略)	一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素
影響要因の区分		建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 ダムの堤体の工事 原石の採取の工事 施工設備及び工事用道路の設置の工事	放射線の量
			放射線の量
工事の実施		(略)	○※
			○※
			○※
			○※
			○※

3 ダム事業に係る標準項目		環境要素の区分 (略)	
影響要因の区分		建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 ダムの堤体の工事 原石の採取の工事 施工設備及び工事用道路の設置の工事	
工事の実施		(略)	

道路の付替の工事	○※
ダムの堤体の存在	
原石山の跡地の存在	
道路の存在	
ダムの供用及び貯水池の存在	
在及び供用 土地又は工作物の存在	
備考	
1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあることを示す。 <u>ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。</u>	
2～7 (略)	
8 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。	

道路の付替の工事	道路の付替の工事
ダムの堤体の存在	ダムの堤体の存在
原石山の跡地の存在	原石山の跡地の存在
道路の存在	道路の存在
ダムの供用及び貯水池の存在	ダムの供用及び貯水池の存在
在及び供用 土地又は工作物の存在	
備考	
1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。	
2～7 (略)	

4 ^{せき} 堰事業に係る参考項目	
環境要素の区分 (略)	一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素 放射線の量 放射線の量
影響要因の区分	放射線の量 ○※
工事の実施	
建設機械の稼働	○※
資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○※
堰本体の工事	○※
護岸の工事	○※

4 ^{せき} 堰事業に係る標準項目	
環境要素の区分 (略)	環境要素の区分 (略)
影響要因の区分	建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 堰本体の工事 護岸の工事
工事の実施	
建設機械の稼働	建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 堰本体の工事 護岸の工事
資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	
堰本体の工事	
護岸の工事	

堤防の工事	の存在及び供用 放水路の存在及び供用
土地又は工作物	の存在及び供用
備考	
1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。	
2～7 (略)	

堤防の工事	の存在及び供用 放水路の存在及び供用	○※
土地又は工作物	の存在及び供用	
備考		
1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。		
2～7 (略)		
8 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。		

6 鉄道及び軌道事業に係る標準項目 (略)

環境要素の区分	環境要素の区分 (略)
影響要因の区分	影響要因の区分
工事の実施	建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 造成工事及び施設の設置等
土地	鉄道施設又は軌道施設の存在 (地表式又は掘削式)

6 鉄道及び軌道事業に係る参考項目

環境要素の区分	環境要素の区分 (略)	一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素
放射線の量		放射線の量
放射線の量		放射線の量
影響要因の区分	影響要因の区分 (略)	
工事の実施	建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 造成工事及び施設の設置等	○※ ○※ ○※
土地	鉄道施設又は軌道施設の存在 (地表式又は掘削式)	

又は工作物の存在及び供用	鉄道施設又は軌道施設の存在 (高上式)	
	列車又は車両の走行 (地上式)	
	列車又は車両の走行 (地下式)	
備考	<p>1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。</p>	

又は工作物の存在及び供用	鉄道施設又は軌道施設の存在 (高上式)	
	列車又は車両の走行 (地上式)	
	列車又は車両の走行 (地下式)	
備考	<p>1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。</p> <p>2～7 (略)</p>	

7 飛行場事業に係る参考項目	環境要素の区分 (略)	一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素
	影響要因の区分	放射線の量
		放射線の量
工事の実施	建設機械の稼働	○※
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○※
	造成工事及び施設の設置等	○※

7 飛行場事業に係る標準項目	環境要素の区分 (略)	
	影響要因の区分	建設機械の稼働
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行
工事の実施	造成工事及び施設の設置等	(略)

の存在及び供用 土地又は工作物	地形改変後の土地及び施設 の存在
	発電施設の供用及び貯水池 の存在
	河水の取水
備考 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。 2～7 (略)	

の存在及び供用 土地又は工作物	地形改変後の土地及び施設 の存在
	発電施設の供用及び貯水池 の存在
	河水の取水
備考 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。 2～7 (略) 8 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。	

9 火力発電所事業（地熱を利用するものを除く。以下同じ。）に係る標準項目 (略)	
影響要因の区分	環境要素の区分 (略)
	工事の実施 建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 造成工事及び施設の設定等 地形改変後の土地及び施設 の存在
	土地 地形改変後の土地及び施設 の存在

9 火力発電所事業（地熱を利用するものを除く。以下同じ。）に係る参考項目 (略)	
影響要因の区分	一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素 放射線の量 放射線の量
	工事の実施 建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 造成工事及び施設の設定等 地形改変後の土地及び施設 の存在
	土地 地形改変後の土地及び施設 の存在

又は工作物の存在及び供用	排ガス	
	施設の稼働	
	排水	
	温排水	
	機械等の稼働	
	資材等の搬出入	
	廃棄物の発生	
備考	<p>1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。</p>	

又は工作物の存在及び供用	排ガス	
	施設の稼働	
	排水	
	温排水	
	機械等の稼働	
	資材等の搬出入	
	廃棄物の発生	
備考	<p>1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。</p> <p>2～7 (略)</p>	

10 地熱発電所事業に係る参考項目	環境要素の区分 (略)	一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素
	放射線の量	放射線の量
影響要因の区分	放射線の量	放射線の量
工事の実施	建設機械の稼働	○※
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○※
	造成工事及び施設の設置等	○※

10 地熱発電所事業に係る標準項目	環境要素の区分 (略)	環境要素の区分 (略)
	放射線の量	放射線の量
影響要因の区分	放射線の量	放射線の量
工事の実施	建設機械の稼働	建設機械の稼働
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行
	造成工事及び施設の設置等	造成工事及び施設の設置等

土地又は工作物の存在及び供用	地形改変後の土地及び施設 の存在	
	施設の稼働	地熱流体の採取及び 熱水の還元 排ガス 排水
	廃棄物の発生	
備考		
1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。		
2～7 (略)		
8 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。		

11 ごみ焼却施設及び産業廃棄物焼却施設事業（以下「焼却施設事業」という。）

に係る参考項目

環境要素の区分 (略)	一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	
	放射線の量	
影響要因の区分	放射線の量	
		○※
工事の実	建設機械の稼働	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○※

土地又は工作物の存在及び供用	地形改変後の土地及び施設 の存在	
	施設の稼働	地熱流体の採取及び 熱水の還元 排ガス 排水
	廃棄物の発生	
備考		
1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあることを示す。		
2～7 (略)		

11 ごみ焼却施設及び産業廃棄物焼却施設事業（以下「焼却施設事業」という。）

に係る標準項目

環境要素の区分 (略)		
影響要因の区分		
工事の実	建設機械の稼働	(略)
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	

施	造成工事及び施設の設置等	○※
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変後の土地及び施設の存在	
	施設の稼働	排ガス
		排水
	機械等の稼働	
	廃棄物の搬出入	
廃棄物の発生		

備考

1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。

2～7 (略)

8 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

施	造成工事及び施設の設置等	
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変後の土地及び施設の存在	
	施設の稼働	排ガス
		排水
	機械等の稼働	
	廃棄物の搬出入	
廃棄物の発生		

備考

1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものを示す。

2～7 (略)

12 し尿処理施設事業に係る参考項目

影響要因の区分	環境要素の区分 (略)	一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素
		放射線の量
工事の実	建設機械の稼働	放射線の量
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○※
		○※

12 し尿処理施設事業に係る標準項目

影響要因の区分	環境要素の区分 (略)
工事の実	建設機械の稼働
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行

造成工事及び施設の設置等 地形改変後の土地及び施設 の存在 施設の稼働 し尿の搬入 廃棄物の発生	○※
施 の存在及び供用 地又は工作物	
備考	
1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各 により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付 されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場 合に適用する。	
2～7 (略)	
8 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握される ものをいう。	

13 一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場事業（以下「最終処分場事
業」という。）に係る参考項目

環境要素の区分 (略)	一般環境中の放射性物質につい て調査、予測及び評価されるべ き環境要素 放射線の量 放射線の量
影響要因の区分	
工事の実施	建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用い る車両の運行 造成工事及び施設の設置等
	○※ ○※ ○※

造成工事及び施設の設置等 地形改変後の土地及び施設 の存在 施設の稼働 し尿の搬入 廃棄物の発生	
施 の存在及び供用 地又は工作物	
備考	
1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、環境影響要因の区分の項に掲げる各 要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。	
2～7 (略)	

13 一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場事業（以下「最終処分場事
業」という。）に係る標準項目

環境要素の区分 (略)	
影響要因の区分	
工事の実施	建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用い る車両の運行 造成工事及び施設の設置等
	(略)

最終処分場の存在 の存在及び供用 土地又は工作物	最終処分場の存在	
	廃棄物の理立て	○※
	廃棄物の搬入	
備考		
1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。		
2～7 (略)		
8 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。		

最終処分場の存在 の存在及び供用 土地又は工作物	最終処分場の存在	
	廃棄物の理立て	
	廃棄物の搬入	
備考		
1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。		
2～7 (略)		

14 下水道終末処理場事業に係る参考項目

環境要素の区分 (略)	一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	
	放射線の量	
	放射線の量	○※
影響要因の区分		
工事の実施	建設機械の稼働	○※
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○※
	造成工事及び施設の設置等	○※
作物の存在 土地又は工	地形変更後の土地及び施設の存在	
	施設の稼働	

14 下水道終末処理場事業に係る標準項目

環境要素の区分 (略)	建設機械の稼働	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	
	造成工事及び施設の設置等	
影響要因の区分		
工事の実施	建設機械の稼働	(略)
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	
	造成工事及び施設の設置等	
作物の存在 土地又は工	地形変更後の土地及び施設の存在	
	施設の稼働	

1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。

2～7 (略)

8 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

17 工業団地造成事業に係る参考項目

影響要因の区分	環境要素の区分 (略)	一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素
	放射線の量	放射線の量
工事の実施 土地又は工作物の存在及び供用	建設機械の稼働	○※
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○※
の存在及び供用 土地又は工作物	造成工事及び工作物の建設	○※
	地形変更後の土地及び工作物の存在	
	工場等における事業活動	
	資材等の搬出入	

備考

1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。

1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

2～7 (略)

17 工業団地造成事業に係る標準項目

影響要因の区分	環境要素の区分 (略)	
	建設機械の稼働	建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行
工事の実施 土地又は工作物の存在及び供用	造成工事及び工作物の建設	造成工事及び工作物の建設
	地形変更後の土地及び工作物の存在	地形変更後の土地及び工作物の存在
の存在及び供用 土地又は工作物	工場等における事業活動	工場等における事業活動
	資材等の搬出入	資材等の搬出入

備考

1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

合に適用する。

2～7 (略)

8 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

18 流通業務団地造成事業に係る参考項目

環境要素の区分 (略)	環境要素の区分 (略)	一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	
		放射線の量	
影響要因の区分	影響要因の区分	放射線の量	○※
		放射線の量	○※
工事の実施	建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 造成工事及び工作物の建設		○※
土地又は工作物の存在及び供用	地形変更後の土地及び工作物の存在 事業場等における事業活動及び資材等の搬出入		

備考

1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。

2～7 (略)

8 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握される

2～7 (略)

18 流通業務団地造成事業に係る標準項目

環境要素の区分 (略)	環境要素の区分 (略)	建設機械の稼働	
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	
影響要因の区分	影響要因の区分	造成工事及び工作物の建設	
		地形変更後の土地及び工作物の存在	
工事の実施	建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 造成工事及び工作物の建設		
土地又は工作物の存在及び供用	地形変更後の土地及び工作物の存在 事業場等における事業活動及び資材等の搬出入		

備考

1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

2～7 (略)

ものをいう。

19 農用地造成事業に係る参考項目

環境要素の区分 (略)	一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素
	放射線の量
影響要因の区分 (略)	放射線の量
	放射線の量
工事の実施	建設機械の稼働
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行
土地又は工作物の存在及び供用	造成工事及び工作物の建設
	地形改変後の土地及び工作物の存在
農用地の使用	農用地の使用
	農用地の使用
備考	
1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。	
2～7 (略)	
8 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。	

20 土石又は砂利採取事業（以下「土石等採取事業」という。）に係る参考項目

19 農用地造成事業に係る標準項目

環境要素の区分 (略)	影響要因の区分 (略)
工事の実施	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行
	造成工事及び工作物の建設
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変後の土地及び工作物の存在
	農用地の使用
備考	
1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。	
2～7 (略)	

20 土石又は砂利採取事業（以下「土石等採取事業」という。）に係る標準項目

環境要素の区分 (略)	一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素 放射線の量 放射線の量	影響要因の区分 (略)	工事の実施	○※
			の存在及び供用 土地又は工作物	○※
環境要素の区分 (略)	建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 プラントの建設 土石等の採取 プラント及び建設機械の稼働 土石等の搬出入	影響要因の区分 (略)	建設機械の稼働	○※
			資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○※
		影響要因の区分 (略)	プラントの建設	○※
			土石等の採取	○※
		影響要因の区分 (略)	プラント及び建設機械の稼働	○※
			土石等の搬出入	○※
備考				
1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあることを示す。 <u>ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。</u>				
2～7 (略)				
8 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。				

21 スポーツ又はレクリエーション施設事業（以下「レクリエーション施設等事業」という。）に係る参考項目

環境要素の区分 (略)	影響要因の区分 (略)	環境要素の区分 (略)	工事の実施	建設機械の稼働	影響要因の区分 (略)
				資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	
		環境要素の区分 (略)	プラントの建設	影響要因の区分 (略)	
			土石等の採取		
		環境要素の区分 (略)	プラント及び建設機械の稼働	影響要因の区分 (略)	
			土石等の搬出入		
備考					
1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。					
2～7 (略)					

21 スポーツ又はレクリエーション施設事業（以下「レクリエーション施設等事業」という。）に係る標準項目

環境要素の区分 (略)	一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素 放射線の量 放射線の量
工事の実施	建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 造成工事及び施設の設置等
	土地又は工作物の存在及び供用 施設の供用 自動車の走行

備考

- 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。
- 2～7 (略)
- 8 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

22 工場又は事業場事業（以下「工場等事業」という。）に係る参考項目

環境要素の区分 (略)	影響要因の区分
工事の実施	土地又は工作物の存在及び供用 施設の供用 自動車の走行

備考

- 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

2～7 (略)

22 工場又は事業場事業（以下「工場等事業」という。）に係る標準項目

環境要素の区分 (略)	一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素 放射線の量 放射線の量	影響要因の区分 (略)	建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 造成工事及び工作物の建設 地形変後の土地及び工作物の存在 工場等における事業活動 資材等の搬出入	○※
				○※
環境要素の区分 (略)	影響要因の区分 (略)	建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 造成工事及び工作物の建設 地形変後の土地及び工作物の存在 工場等における事業活動 資材等の搬出入	工事の実施 の存在及び供用 土地又は工作物	○※
				○※
備考				<p>1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあることを示す。<u>ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。</u></p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。</p>

23 リゾートマンション又はリゾートホテル事業（以下「リゾートマンション等事業」という。）に係る参考項目

環境要素の区分 (略)	影響要因の区分 (略)	建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 造成工事及び工作物の建設 地形変後の土地及び工作物の存在 工場等における事業活動 資材等の搬出入	工事の実施 の存在及び供用 土地又は工作物	○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
				2～7 (略)
備考				<p>1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。</p> <p>2～7 (略)</p>

23 リゾートマンション又はリゾートホテル事業（以下「リゾートマンション等事業」という。）に係る標準項目

環境要素の区分 (略)	一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素 放射線の量 放射線の量	影響要因の区分 (略)	建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 造成工事及び施設の設置等 地形変更後の土地及び施設の存在 施設の供用 自動車の走行	○※
				○※
環境要素の区分 (略)	影響要因の区分 (略)	建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 造成工事及び施設の設置等 地形変更後の土地及び施設の存在 施設の供用 自動車の走行	工事の実施 の存在及び供用 土地又は工作物	○※
				○※
備考				備考
1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。				1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものを示す。
2～7 (略)				2～7 (略)
8 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。				

24 複合開発事業に係る参考項目

環境要素の区分 (略)	影響要因の区分 (略)	建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 造成工事及び施設の設置等 地形変更後の土地及び施設の存在 施設の供用 自動車の走行	工事の実施 の存在及び供用 土地又は工作物	○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものを示す。
				2～7 (略)
備考				備考
1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものを示す。				1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものを示す。
2～7 (略)				2～7 (略)

24 複合開発事業に係る標準項目

環境要素の区分 (略)	一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素
影響要因の区分	放射線の量
	放射線の量
工事の実施	建設機械の稼働
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行
の存在及び供用 土地又は工作物	造成工事及び工作物の建設
	地形変後の土地及び工作物の存在
	工場等における事業活動
	資材等の搬出入

備考

- 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。
- 2～7 (略)
- 8 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

別表第2 参考手法

参考項目

参考手法

環境要素の区分 (略)	影響要因の区分	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	造成工事及び工作物の建設	地形変後の土地及び工作物の存在	工場等における事業活動	資材等の搬出入
の存在及び供用 土地又は工作物	影響要因の区分	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	造成工事及び工作物の建設	地形変後の土地及び工作物の存在	工場等における事業活動	資材等の搬出入
備考							
1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものを示す。							
2～7 (略)							

別表第2 標準手法

標準項目

標準手法

環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
硫酸化物	火力発電所事業に係る施設の稼働	(略)	1～3 (略) 4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期
	焼却施設事業に係る施設の稼働 工業団地造成事業、工場等事業及び複合開発事業に係る工場等における事業活動	(略)	1～3 (略) 4 予測対象時期等 施設の稼働や事業活動が定常状態となる時期
窒素酸化物	火力発電所事業に係る施設の稼働	(略)	1～3 (略) 4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期
	飛行場事業に係る航空機の運行、飛行場の施設の供用 焼却施設事業、下	(略)	1～3 (略) 4 予測対象時期等 施設の稼働や事業活動が定常状態となる時
硫酸化物	火力発電所事業に係る施設の稼働	(略)	1～3 (略) 4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び <u>硫酸化物に係る環境影響が最大になる時期</u>
	焼却施設事業に係る施設の稼働 工業団地造成事業、工場等事業及び複合開発事業に係る工場等における事業活動	(略)	1～3 (略) 4 予測対象時期等 施設の稼働や事業活動が定常状態となる時期及び <u>硫酸化物に係る環境影響が最大になる時期</u>
窒素酸化物	火力発電所事業に係る施設の稼働	(略)	1～3 (略) 4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び <u>窒素酸化物に係る環境影響が最大になる時期</u>
	飛行場事業に係る航空機の運行、飛行場の施設の供用 焼却施設事業、下	(略)	1～3 (略) 4 予測対象時期等 施設の稼働や事業活動が定常状態となる時

水道終末処理場事業に係る施設の稼働	期及び窒素酸化物に係る環境影響が最大になる時期	水道終末処理場事業に係る施設の稼働	期
最終処分場事業に係る廃棄物の埋立て		最終処分場事業に係る廃棄物の埋立て	
公有水面埋立等事業、工業団地造成事業、工場等事業及び複合開発事業に係る工場等における事業活動		公有水面埋立等事業、工業団地造成事業、工場等事業及び複合開発事業に係る工場等における事業活動	
農用地造成事業に係る農用地の使用		農用地造成事業に係る農用地の使用	
土石等採取事業に係るプラント及び建設機械の稼働		土石等採取事業に係るプラント及び建設機械の稼働	
レクリエーション施設等事業及びリゾートマンション等事業に係る施設の供用		レクリエーション施設等事業及びリゾートマンション等事業に係る施設の供用	
道路事業に係る自動車	1～3 (略)	道路事業に係る自動車	1～3 (略)
火力発電所事業、公有水面埋立等事業、工業団地造成	4 予測対象時期等 (1) 自動車の走行については、計画交通量の発生が見込まれる	火力発電所事業、公有水面埋立等事業、工業団地造成	4 予測対象時期等

<p>事業、工場等事業及び複合開発事業に係る資材等の搬出入</p> <p>焼却施設事業に係る廃棄物の搬出入</p> <p>し尿処理施設事業に係るし尿の搬入</p> <p>最終処分場事業に係る廃棄物の搬入</p> <p>流通業務団地造成事業に係る事業場等の事業活動及び資材等の搬出入</p> <p>土石等採取事業に係る土石等の搬出入</p>	<p>時期</p> <p>(2) <u>資材等の搬出入については、事業活動が定常状態になる時期及び窒素酸化物に係る環境影響が最大になる時期</u></p>	<p>事業、工場等事業及び複合開発事業に係る資材等の搬出入</p> <p>焼却施設事業に係る廃棄物の搬出入</p> <p>し尿処理施設事業に係るし尿の搬入</p> <p>最終処分場事業に係る廃棄物の搬入</p> <p>流通業務団地造成事業に係る事業場等の事業活動及び資材等の搬出入</p> <p>土石等採取事業に係る土石等の搬出入</p> <p>(略)</p>	<p>計画交通量の発生が見込まれる時期</p>
<p>硫化水素</p>	<p>(略)</p>	<p>地熱発電所事業に係る施設の稼働</p>	<p>1～3 (略)</p> <p>4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期</p>
<p>浮遊粒子状物</p>	<p>浮遊粒子状物</p>	<p>火力発電所事業に係る施設の稼働</p>	<p>1～3 (略)</p> <p>4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期</p>

質		状態となる時期及び浮遊粒子状物質に係る環境影響が最大になる時期		
	焼却施設事業に係る施設の稼働 工業団地造成事業、工場等事業及び複合開発事業に係る工場等における事業活動	(略)	1～3 (略) 4 予測対象時期等 施設の稼働や事業活動が定常状態となる時期及び浮遊粒子状物質に係る環境影響が最大になる時期	
	(略)			
石炭粉じん	火力発電所事業に係る地形変化後の土地及び施設の存在、施設の稼働	(略)	1～3 (略) 4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び石炭粉じんに係る環境影響が最大になる時期	
粉じん等	最終処分場事業に係る廃棄物の埋立て	(略)	1～3 (略) 4 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期及び粉じん等に係る環境影響が最大になる時期	
	(略)			
大気質に	焼却施設事業に係る施設の稼働	(略)	1～3 (略) 4 予測対象時期等	

質				状態となる時期
	焼却施設事業に係る施設の稼働 工業団地造成事業、工場等事業及び複合開発事業に係る工場等における事業活動	(略)		1～3 (略) 4 予測対象時期等 施設の稼働や事業活動が定常状態となる時期
	(略)			
石炭粉じん	火力発電所事業に係る地形変化後の土地及び施設の存在、施設の稼働	(略)		1～3 (略) 4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期
粉じん等	最終処分場事業に係る廃棄物の埋立て	(略)		1～3 (略) 4 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期
	(略)			
大気質に	焼却施設事業に係る施設の稼働	(略)		1～3 (略) 4 予測対象時期等

係る有害物質		施設の稼働が定常状態となる時期及び <u>有害物質に係る環境影響が最大になる時期</u>
騒音	(略)	1～3 (略)
	火力発電所事業、地熱発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業及び下水道終末処理場事業に係る施設の稼働 最終処分場事業に係る廃棄物の埋立て 公有水面埋立等事業、工業団地造成事業、工場等事業及び複合開発事業に係る工場等における事業活動 農用地造成事業に係る農用地の使用 土石等採取事業に係るプラント及び建設機械の稼働 道路事業、土地区	4 予測対象時期等 施設の稼働や事業活動が定常状態となる時期及び騒音に係る環境影響が最大になる時期
		1～3 (略)

係る有害物質		施設の稼働が定常状態となる時期
騒音	(略)	1～3 (略)
	火力発電所事業、地熱発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業及び下水道終末処理場事業に係る施設の稼働 最終処分場事業に係る廃棄物の埋立て 公有水面埋立等事業、工業団地造成事業、工場等事業及び複合開発事業に係る工場等における事業活動 農用地造成事業に係る農用地の使用 土石等採取事業に係るプラント及び建設機械の稼働 道路事業、土地区	4 予測対象時期等 施設の稼働や事業活動が定常状態となる時期
		1～3 (略)

<p>画整理事業、住宅団地造成事業、レクリエーション施設等事業及びリゾートマンション等事業に係る自動車の走行</p>	<p>4 予測対象時期等 (1) <u>自動車の走行について</u>は、<u>計画交通量の発生が見込まれる時期</u> (2) <u>資材等の搬入</u>については、<u>事業活動が定常状態になる時期</u>及び<u>騒音に係る環境影響が最大になる時期</u></p>	<p>画整理事業、住宅団地造成事業、レクリエーション施設等事業及びリゾートマンション等事業に係る自動車の走行</p>	<p>4 予測対象時期等</p>
<p>火力発電所事業、公有水面埋立等事業、工業団地造成事業、工場等事業及び複合開発事業に係る資材等の搬入</p>		<p>火力発電所事業、公有水面埋立等事業、工業団地造成事業、工場等事業及び複合開発事業に係る資材等の搬入</p>	<p><u>計画交通量の発生が見込まれる時期</u></p>
<p>焼却施設事業に係る廃棄物の搬入</p>		<p>焼却施設事業に係る廃棄物の搬入</p>	
<p>し尿処理施設事業に係るし尿の搬入</p>		<p>し尿処理施設事業に係るし尿の搬入</p>	
<p>最終処分場事業に係る廃棄物の搬入</p>		<p>最終処分場事業に係る廃棄物の搬入</p>	
<p>流通業務団地造成事業に係る事業活動及び資材等の搬入</p>		<p>流通業務団地造成事業に係る事業活動及び資材等の搬入</p>	
<p>土石等採取事業における土石等の搬</p>		<p>土石等採取事業における土石等の搬</p>	

<p>出入 (略)</p> <p>飛行場事業に係る 航空機の運航</p>	<p>(略)</p> <p>1 予測の基本的な手法 <u>公用飛行場周辺にお ける航空機騒音による 障害の防止等に関する 法律施行規則</u> (昭和49 年運輸省令第6号) 第 1条第1項に規定する 算定方式 2～3 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>1 予測の基本的な手法 <u>公用飛行場周辺にお ける航空機騒音による 障害の防止等に関する 法律施行規則</u> (昭和49 年運輸省令第6号) 第 1条第1項に規定する 算定方式 2～3 (略)</p>
<p>振動</p>	<p>(略)</p> <p>火力発電事業、地 熱発電所事業、焼 却施設事業、し尿 処理施設事業及び 下水道終末処理場 事業に係る施設の 稼働</p> <p>最終処分場事業に 係る廃棄物の埋立 て</p> <p>公有水面埋立等事 業、工業団地造成 事業、工場等事業 及び複合開発事業 に係る工場等にお</p>	<p>(略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 予測対象時期等 施設の稼働等が定常 状態となる時期</p>

ける事業活動			
農用地造成事業に係る農用地の使用			
土石等採取事業に係るプラント及び建設機械の稼働			
道路事業、土地区画整理事業、住宅団地造成事業、レクリエーション施設等事業及びリゾートマンション等事業に係る自動車の走行	(略)	1～3 (略) 4 予測対象時期等	
火力発電所事業、公有水面埋立等事業、工業団地造成事業、工場等事業及び複合開発事業に係る資材等の搬出入	(1) <u>自動車の走行について</u> は、 <u>計画交通量の発生が見込まれる時期</u> (2) <u>資材等の搬入</u> については、 <u>事業活動が定常状態になる時期及び振動に係る環境影響が最大になる時期</u>		<u>計画交通量の発生が見込まれる時期</u>
焼却施設事業に係る廃棄物の搬出入			
し尿処理施設事業に係るし尿の搬入			
最終処分場事業に係る廃棄物の搬入			

悪臭	流通業務団地造成 事業に係る事業場 等における事業活 動及び資材等の搬 出入	(略)	1～3 (略) 4 予測対象時期等 施設の稼働や事業活 動が定常状態となる時 期及び悪臭に係る環境 影響が最大になる時期
	流通業務団地造成 事業に係る事業場 等における事業活 動及び資材等の搬 出入 土石等採取事業に おける土石等の搬 出入		
水の 汚れ	地熱発電所事業、 焼却施設事業、し 尿処理施設事業及 び下水道終末処理 場事業に係る施設 の稼働	(略)	1～3 (略) 4 予測対象時期等 施設の稼働や事業活 動が定常状態となる時 期
	最終処分場事業に 係る廃棄物の埋立 て		
水の 汚れ	道路事業に係る休 憩所の供用	(略)	1～3 (略) 4 予測対象時期等 施設の稼働や事業活 動が定常状態となる時 期及び水の汚れに係る 環境影響が最大になる 時期
	飛行場事業に係る 飛行場の施設の供 用		
水の 汚れ	焼却施設事業、し 尿処理施設事業及 び下水道終末処理 場事業に係る施設	(略)	1～3 (略) 4 予測対象時期等 施設の稼働や事業活 動が定常状態となる時 期
	最終処分場事業に 係る廃棄物の埋立 て		

<p>の稼働</p>	<p>最終処分場事業に係る最終処分場の存在、廃棄物の埋立て 公有水面埋立等事業、工業団地造成事業、工場等事業及び複合開発事業に係る工場等における事業活動 土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る宅地等における人の活動 農用地造成事業に係る農用地の使用 レクリエーション施設等事業及びリゾートマンション等事業に係る施設の供用</p>	<p>(略)</p>	<p>1～3 (略) 4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び水の汚れに係る環境影響</p>
<p>の稼働</p>	<p>最終処分場事業に係る最終処分場の存在、廃棄物の埋立て 公有水面埋立等事業、工業団地造成事業、工場等事業及び複合開発事業に係る工場等における事業活動 土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る宅地等における人の活動 農用地造成事業に係る農用地の使用 レクリエーション施設等事業及びリゾートマンション等事業に係る施設の供用</p>	<p>(略)</p>	<p>1～3 (略) 4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期</p>

火力発電所事業及び地熱発電所事業に係る施設の稼働	(略)	が最大になる時期 1～3 (略) 4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び水の汚れに係る環境影響が最大になる時期
(略)		
水の濁り	(略)	
ダム事業に係るダムの供用及び貯水池の存在 堰事業に係る堰の供用及び湛水区域の存在 放水路事業に係る放水路の存在及び供用 水力発電所事業に係る発電施設の供用及び貯水池の存在	(略)	1～3 (略) 4 予測対象時期等 対象事業による施設等の供用が定常状態となる時期及び水の濁りに係る環境影響が最大になる時期
道路事業に係る休憩所の供用 焼却施設事業、し尿処理施設事業、下水道終末処理場	(略)	1～3 (略) 4 予測対象時期等 施設の稼働や事業活動が定常状態になる時期及び水の濁りに係る

火力発電所事業及び地熱発電所事業に係る施設の稼働	(略)	1～3 (略) 4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期
(略)		
水の濁り	(略)	
ダム事業に係るダムの供用及び貯水池の存在 堰事業に係る堰の供用及び湛水区域の存在 放水路事業に係る放水路の存在及び供用 水力発電所事業に係る発電施設の供用及び貯水池の存在	(略)	1～3 (略) 4 予測対象時期等 対象事業による施設等の供用が定常状態となる時期
道路事業に係る休憩所の供用 焼却施設事業、し尿処理施設事業、下水道終末処理場	(略)	1～3 (略) 4 予測対象時期等 施設の稼働や事業活動が定常状態になる時期

<p>事業に係る施設の稼働</p> <p>最終処分場事業に係る廃棄物の埋立て</p> <p>公有水面埋立等事業、工業団地造成事業、工場等事業及び複合開発事業に係る工場等における事業活動</p> <p>農用地造成事業に係る農用地の使用</p>	<p>事業に係る施設の稼働</p> <p>最終処分場事業に係る廃棄物の埋立て</p> <p>公有水面埋立等事業、工業団地造成事業、工場等事業及び複合開発事業に係る工場等における事業活動</p> <p>農用地造成事業に係る農用地の使用</p>	<p><u>環境影響が最大になる時期</u></p>	<p>事業に係る施設の稼働</p> <p>最終処分場事業に係る廃棄物の埋立て</p> <p>公有水面埋立等事業、工業団地造成事業、工場等事業及び複合開発事業に係る工場等における事業活動</p> <p>農用地造成事業に係る農用地の使用</p>	<p>ダム事業に係るダムの供用及び貯水池の存在</p> <p>水力発電所事業に係る発電施設の供用及び貯水池の存在</p> <p>火力発電所事業に係る施設の稼働</p>	<p>(略)</p>	<p>1～3 (略)</p> <p>4 予測対象時期等対象事業による施設等の供用が定常状態となる時期及び水溫に係る環境影響が最大になる時期</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 予測地点 流域の特性及び水溫の変化の特性を踏まえて予測地域における水溫に係る環境影響を的確に把握できる地点</p>	<p>(略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 予測対象時期等対象事業による施設等の供用が定常状態となる時期</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 発電所の運転が定常状態となる時期</p>
<p>水溫</p>	<p>水溫</p>						

富栄養化	ダム事業に係るダムの供用及び貯水池の存在 せき堰事業に係る堰の供用及び湛水区域の存在	(略)	1～3 (略) 4 予測対象時期等 対象事業による施設等の供用が定常状態となる時期	富栄養化
富栄養化	ダム事業に係るダムの供用及び貯水池の存在 せき堰事業に係る堰の供用及び湛水区域の存在	(略)	1～3 (略) 4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期	富栄養化
富栄養化	ダム事業に係るダムの供用及び貯水池の存在 せき堰事業に係る堰の供用及び湛水区域の存在	(略)	1～3 (略) 4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び富栄養化に係る環境影響が最大になる時期	富栄養化
富栄養化	ダム事業に係るダムの供用及び貯水池の存在 せき堰事業に係る堰の供用及び湛水区域の存在	(略)	1～3 (略) 4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び富栄養化に係る環境影響が最大になる時期	富栄養化
溶解酸素量	ダム事業に係るダムの供用及び貯水池の存在 せき堰事業に係る堰の供用及び湛水区域の存在	(略)	1～3 (略) 4 予測対象時期等 対象事業による施設等の供用が定常状態となる時期及び溶解酸素量に係る環境影響が最大になる時期	溶解酸素量

	水力発電所事業に係る発電施設の供用及び貯水池の存在		大になる時期
(略)			
有害物質(水質に係るものに限る。)	焼却施設事業、下水道終末処理場事業に係る施設の稼働 最終処分場事業に係る最終処分場の存在、廃棄物の埋立て 工業団地造成事業、工場等事業及び複合開発事業に係る工場等における事業活動	(略)	1～3 (略) 4 予測対象時期等 施設の稼働や事業活動が定常状態になる時期及び有害物質に係る環境影響が最大になる時期
有害物質(水質に係るものに限る。)	レクリエーション施設等事業に係る施設の供用	(略)	1～3 (略) 4 予測対象時期等 施設の稼働や事業活動が定常状態になる時期及び有害物質に係る環境影響が最大になる時期
(略)			
有害	レクリエーション	(略)	1～3 (略)

	水力発電所事業に係る発電施設の供用及び貯水池の存在		
(略)			
有害物質(水質に係るものに限る。)	焼却施設事業、下水道終末処理場事業に係る施設の稼働 最終処分場事業に係る最終処分場の存在、廃棄物の埋立て 工業団地造成事業、工場等事業及び複合開発事業に係る工場等における事業活動	(略)	1～3 (略) 4 予測対象時期等 施設の稼働や事業活動が定常状態になる時期
有害物質(水質に係るものに限る。)	レクリエーション施設等事業に係る施設の供用	(略)	1～3 (略) 4 予測対象時期等 施設の稼働や事業活動が定常状態になる時期
(略)			
有害	レクリエーション	(略)	1～3 (略)

物質 (地 下水 の水 質に 係る もの に限 る。)	施設等事業に係る 施設の供用	4 予測対象時期等 施設の稼働や事業活 動が定常状態になる時 期 <u>環境影響が最大になる 時期</u>	4 予測対象時期等 施設の稼働や事業活 動が定常状態になる時 期
温泉	地熱発電所事業に 係る施設の稼働	1～3 (略) 4 予測対象時期等 発電所の運転が定常 状態となる時期及び温 泉に係る環境影響が最 大になる時期	1～3 (略) 4 予測対象時期等 発電所の運転が定常 状態となる時期
流向 及び 流速	火力発電所事業に 係る地形変化後の 土地及び施設の存 在、施設の稼働	1～3 (略) 4 予測対象時期等 発電所の運転が定常 状態となる時期並びに <u>流向及び流速に係る環 境影響が最大になる時 期</u>	1～3 (略) 4 予測対象時期等 発電所の運転が定常 状態となる時期
(略)	(略)	(略)	(略)
地盤 変動	地熱発電事業に係 る施設の稼働	1～2 (略) 3 予測対象時期等 発電所の運転が定常 状態となる時期及び地	1～2 (略) 3 予測対象時期等 発電所の運転が定常 状態となる時期

	盤変動に係る環境影響 が最大になる時期		
(略)	(略)	(略)	(略)
建設 工事 に伴 う副 産物	1 予測の基本的な手法 建設工事に伴う副産 物の種類ごとの発生及 び <u>処分の状況の把握</u> 2～3 (略)	道路事業に係る切 土工等又は既存工 作物の撤去等 林道事業に係る造 成等の工事による 一時的な影響 ダム事業に係るダ ムの堤体の工事、 原石の採取の工事、 施工設備及び工事 用道路の設置の工 事、道路の付替の 工事 <small>せき</small> 堰事業に係る堰本 体の工事、護岸の 工事、掘削の工事 放水路事業に係る 洪水を分流させる 施設の工事、掘削 の工事 鉄道又は軌道事業、 飛行場事業、水力 発電所事業、火力 発電所事業、地熱	1 予測の基本的な手法 建設工事に伴う副産 物の種類ごとの発生 状況の把握 2～3 (略)

(略)	(略)	(略)	(略)
建設 工事 に伴 う副 産物	道路事業に係る切 土工等又は既存工 作物の撤去等 林道事業に係る造 成等の工事による 一時的な影響 ダム事業に係るダ ムの堤体の工事、 原石の採取の工事、 施工設備及び工事 用道路の設置の工 事、道路の付替の 工事 <small>せき</small> 堰事業に係る堰本 体の工事、護岸の 工事、掘削の工事 放水路事業に係る 洪水を分流させる 施設の工事、掘削 の工事 鉄道又は軌道事業、 飛行場事業、水力 発電所事業、火力 発電所事業、地熱	(略)	1 予測の基本的な手法 建設工事に伴う副産 物の種類ごとの発生 状況の把握 2～3 (略)

<p>発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、最終処分場事業、下水道終末処理場事業、レクリエーション施設等事業及びリゾートマンション等事業に係る造成工事及び施設の設置等</p>	<p>発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、最終処分場事業、下水道終末処理場事業、レクリエーション施設等事業及びリゾートマンション等事業に係る造成工事及び施設の設置等</p>	<p>発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、最終処分場事業、下水道終末処理場事業、レクリエーション施設等事業及びリゾートマンション等事業に係る造成工事及び施設の設置等</p>	<p>公有水面埋立等事業に係る堤防及び護岸の工事</p> <p>土地区画整理事業、住宅団地造成事業、工業団地造成事業、流通業務団地造成事業、農用地造成事業、工場等事業及び複合開発事業に係る造成工事及び工作物の建設</p> <p>土石等採取事業に係るプラントの建設、土石等の採取</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p>
<p>廃棄</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>火力発電所事業、</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p>

<p>地熱発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、下水道終末処理場事業に係る廃棄物の発生</p>	<p>事業活動に伴い発生する廃棄物の種類ごとの状況の把握</p> <p>2 (略)</p> <p>3 予測対象時期等</p>	<p>事業活動に伴い発生する廃棄物の種類ごとの状況の把握</p> <p>2 (略)</p> <p>3 予測対象時期等</p>	<p>事業活動に伴い発生する廃棄物の種類ごとの状況の把握</p>
<p>公有水面埋立等事業、工業団地造成事業、工場等事業及び複合開発事業に係る工場等における事業活動</p>	<p>施設の稼働が定常状態となる時期</p>	<p>施設の稼働が定常状態となる時期及び廃棄物に係る環境影響が最大になる時期</p>	<p>施設の稼働が定常状態となる時期</p>
<p>土地区画整理事業、住宅団地造成事業に係る宅地等における人の活動</p>			
<p>流通業務団地造成事業に係る事業場等における事業活動及び資材等の搬出入</p>			
<p>農用地造成事業に係る農用地の使用</p>			
<p>レクリエーション施設等事業及びリゾートマンション等事業に係る施設</p>			

二酸化炭素等	の供用 火力発電所事業及び焼却施設事業に係る施設の稼働 工業団地造成事業、工場等事業及び複合開発事業に係る工場等における事業活動	(略)	1～2 (略) 3 予測対象時期等 施設の稼働が定常状態となる時期
--------	--	-----	---

二酸化炭素等	の供用 火力発電所事業及び焼却施設事業に係る施設の稼働 工業団地造成事業、工場等事業及び複合開発事業に係る工場等における事業活動	(略)	1～2 (略) 3 予測対象時期等 施設の稼働が定常状態となる時期及び二酸化炭素に係る環境影響が最大になる時期
放射線の量(粉じん等の発生に伴うもの)	道路事業、林道事業、ダム事業、堰事業、放水路事業、鉄道及び軌道事業、水力発電所事業、火力発電所事業、地熱発電所事業、焼却施設事業、し尿処理施設事業、最終処分場事業、下水道終末処理場事業、公有水面埋立等事業、土地区画整理事業、住宅団地造成事業、工業団地造成事業、流通業務団地造成事業、農用地造成	1 調査すべき情報 (1) 放射線の量の状況 (2) 粉じん等の状況 (3) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 放射線に係る環境影響が最大になる時期

<p>事業、レクリエーション施設等事業、工場等事業、リゾートマンション等事業及び複合開発事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>れがあると認められる地域 4 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p>	
<p>飛行場事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、造成工事及び施設の設置等</p>	<p>5 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	
<p>最終処分場事業に係る廃棄物の埋立て 土石等採取事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、プラントの建設、土石等の搬出入</p>		
<p>放射線の</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 放射線の量の</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p>

量	（水濁りの発生に伴うもの）	作物の撤去等、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置	林道事業に係る造成等の工事による一時的な影響	ダム事業に係るダムの堤体の工事、原石の採取の工事、施工設備及び工事用道路の設置の工事、道路の付替の工事	堰事業に係る堰本体の工事、護岸の工事、掘削の工事	放水路事業に係る洪水を分流させる施設の工事、掘削の工事、堤防の工事	鉄道及び軌道事業、飛行場事業、水力発電所事業、地熱発電所事業、焼却施設事業、し尿処
状況	(2) 濁度又は浮遊物質の状況（河川にあっては、その調査時における流量の状況も含む。）	(3) 気象の状況 (4) 流れの状況 (5) 土質の状況	2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（浮遊物質量については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法に用いられるものとする）の収集並びに当該情報の整理及び解析	3 調査地域 流域の特性又は水域の特性及び水の濁りの変化の特性又は水域の特性に係る環境影響を受けられる地域	4 予測対象時期等 放射線に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期		
2	予測地域						

<p>理施設事業、最終処分場事業、下水道終末処理場事業、レクリエーション施設等事業及びリゾートマンション等事業に係る造成工事及び施設の設置等</p>	<p>性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがある」と認められる地域</p>
<p>火力発電所事業に係る建設機械の稼働、造成工事及び施設の設置等</p>	<p>4 調査地点 流域の特性又は水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p>
<p>公有水面埋立等事業に係る堤防及び護岸の工事、埋立ての工事</p>	<p>5 調査期間等 流域の特性又は水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p>
<p>土地区画整理事業、住宅団地造成事業、工業団地造成事業、流通業務団地造成事業、農用地造成事業、工場等事業及び複合開発事業に係る造成工事及び工作物の建設</p>	<p>効果的に把握できる</p>
<p>土石等採取事業に</p>	<p>効果的に把握できる</p>

放射線の量(建設工事に伴う副産物に係るもの)	係るプラントの建設、土石等の採取	る期間及び時期	
道路事業に係る切土工等又は既存工作物の撤去等	1 調査すべき情報 (1) 地形の状況 (2) 土地利用の状況 (3) 廃棄物については、その種類ごとの再資源化施設、中間処理施設及び最終処分場における処分の状況 (4) 切り土又は盛り土に伴う土砂の保管状況	1 予測の基本的な手法 建設工事に伴う放射性物質を含む副産物の種類ごとの発生及び処分の状況の把握	
林道事業に係る造成等の工事による一時的な影響	2 調査地域 対象事業実施区域及び(4)の情報を適切に把握するために必要な地域	2 予測地域 対象事業実施区域及び前号における把握を適切に行うために必要な地域	
ダム事業に係るダムの堤体の工事、原石の採取の工事、施工設備及び工用道路の設置の工事、道路の付替の工事	2 調査地域 対象事業実施区域並びに前号(3)及び(4)の情報を適切に把握するために必要な地域	3 予測対象時期等 工事期間	
堰事業に係る堰本体の工事、護岸の工事、掘削の工事	2 調査地域 対象事業実施区域並びに前号(3)及び(4)の情報を適切に把握するために必要な地域		
放水路事業に係る洪水を分流させる施設の工事、掘削の工事	2 調査地域 対象事業実施区域並びに前号(3)及び(4)の情報を適切に把握するために必要な地域		
鉄道又は軌道事業、飛行場事業、水力発電所事業、火力発電所事業、地熱発電所事業、焼却	2 調査地域 対象事業実施区域並びに前号(3)及び(4)の情報を適切に把握するために必要な地域		

施設事業、し尿処理施設事業、最終処分場事業、下水道終末処理場事業、レクリエーション施設等事業及びリゾートマンション等事業に係る造成工事及び施設の設置等
 公有水面埋立等事業に係る堤防及び護岸の工事
 土地区画整理事業、住宅団地造成事業、工業団地造成事業、流通業務団地造成事業、農用地造成事業、工場等事業及び複合開発事業に係る造成工事及び工作物の建設
 土石等採取事業に係るプラントの建設、土石等の採取

備考

1～10 (略)

備考

1～10 (略)

11 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

附 則

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

2 施行日以降に準備書の公告を行う対象事業（施行日前に方法書の公告を行ったものに限る。）に係る当該方法書については、第4から第10まで及び第17の規定に基づいて作成されたものとみなす。

